

電気需給契約仕様書

1 概要

- (1) 件名 守口市高圧受電施設で使用する電力の供給(市民保健センター)
- (2) 需要場所 市民保健センター(守口市大宮通1丁目13番7号)
- (3) 業種及び用途 事務所

※市民保健センターは、令和8年度の夏をめどに、空調設備及び照明器具の全面的な更新を予定していることから、電力量の実績値がこれまでと比較して大幅に増減する可能性がある。

2 仕様

(1) 電気方式等

- ① 供給電気方式 交流3相3線式
- ② 供給電圧(標準電圧) 6,600ボルト
- ③ 計量電圧(標準電圧) 6,600ボルト
- ④ 標準周波数 60ヘルツ
- ⑤ 受電方式 1回線受電(常用線)
- ⑥ 非常用自家発電設備 ディーゼルエンジン発電機(A重油)
「(健康推進課)別紙1」参照

⑦ その他設備内容

- ア 蓄熱設備 空冷ヒートポンプチラー
- イ コンプレッサー容量 99.2kW 2台
- ウ 蓄熱設備計量方式および計量電圧 交流3相3線式200ボルト
- エ 夜間蓄熱電力使用 時間帯 22:00~7:45

(2) 契約電力及び予定使用電力量

① 契約電力

契約電力は「(健康推進課)別紙2」のとおりとする。

ただし、実際の取引においては、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

② 予定使用電力量 1,118,800kWh(12ヶ月)

実際の使用電力量は、施設の利用状況に応じて予定使用電力量を上回り、

又は、下回ることができるものとする。（予定使用電力量は、「（健康推進課）別紙 2」のとおり）

(3) 供給期間

令和 8 年 4 月計量日から令和 9 年 4 月計量日の前日まで

(4) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 有
- ② 電力会社の検針方法 自動検針
- ③ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 検針日及び計量

- ① 各月の計量日は、毎月 1 日とする。
- ② 計量期間は、前月計量日の 0 時から当月計量日の前日の 24 時までとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(6) 保安上の責任分界点等

- ① 需給地点 「（健康推進課）別紙 1」のとおり
- ② 電気工作物の財産分界点 「（健康推進課）別紙 1」のとおり
- ③ 保安上の責任分界点 「（健康推進課）別紙 1」のとおり

(7) 予定力率

入札価格設定上の力率は 100 パーセントとする。

なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とすることを留意すること。

3 その他

- (1) 令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月の月別最大需要電力及び月別使用電力量の実績は「（健康推進課）別紙 3」のとおりとする。

- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

- ② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- ③ 契約締結における各単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、その端数は、小数点第3位以下を切捨てる。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 料金の請求は、一括で行うこと。また、請求書には、基本料金、電力量料金、燃料調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に消費税及び地方消費税を含んだ価格を標記した請求書を作成すること。
- 内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等を記載）を添付して、送付すること。
- (5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、施設のある地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、見積価格の算定にあたっては、力率を100%とし、燃料調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (6) 仕様書に定めのない契約種別ごとの料金算定の基となる計算方法は、施設のある地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件及び主契約料金表によるものとする。
- (7) 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。
- また、供給者ごとに設定する割引制度などがあれば、適用することも可とする。
- (8) 原則として、入札公告に掲げる供給期間内は同一単価とする。
- ただし、天災地変、法令の改正又は改廃その他著しい事情により変更が必要となった場合は、協議の上、変更することができる。